

第3章

少数株主保護の観点から 親会社との関係に関する 事業報告等の改正ポイント

アンダーソン・毛利・友常法律事務所
弁護士

塚本 英巨

【この章のエッセンス】

●近時、いわゆる上場子会社の少数株主の利益の保護に関する議論があらためて高まっていることを踏まえて、子会社側の会社の事業報告および株主総会参考書類の記載事項に関する改正がされる。

●特に、事業年度の末日において公開会社である会社は、その親会社と当該会社との間に当該会社の重要な財務および事業の方針に関する契約等が存在する場合に、その内容の概要を当該会社の事業報告に記載しなければならない。

近時、親会社を有する上場会社(いわゆる上場子会社)の少数株主の利益の保護に関する議論があらためて

高まっていることを踏まえ、子会社側の会社の事業報告および株主総会参考書類の記載事項に関する改正がされる(パブコメ回答13頁以下、47頁以下)。

親会社との契約等の開示

現行法上、事業年度の末日において公開会社である会社の事業報告には、当該会社の「現況に関する事項」として、「重要な親会社及び子会社の状況」を記載しなければならない(会施規119-1、120①七)。この点について、改正法務省令による改正後の会社法施行規則では、当該事項に、「当該親会社と当該株式会社との間に当該株式会社との重要な財務及び事業の方針

に関する契約等が存在する場合には、その内容の概要が含まれるものとされている(同号カッコ書き)。そのため、当該契約等が存在する場合には、子会社たる当該会社の事業報告にその内容の概要を記載しなければならぬ。「契約等」とは、親子会社間で合意されたものを意味し、「契約」という形態でされたものに限られない(パブコメ回答49頁)が、他方で、子会社側が関知していない親会社における方針等を記載することは要しない(パブコメ回答48頁)。

上場子会社は、金融商品取引所に提出するコーポレート・ガバナンスに関する報告書について、「当該親会社におけるグループ経営に関する考え方及び方針や、それらに関連した契約を締結している場合はその内容

を、併せて記載することが望まれます」とされている(東京証券取引所「コーポレート・ガバナンスに関する報告書 記載要領(2020年11月改訂版)」5頁)。実務上は、当該報告書の記載も踏まえつつ、事業報告に記載することになる。

取締役・監査役の候補者の要件

次に、取締役および監査役の選任議案に係る株主総会参考書類の記載事項に関し、現行の会社法施行規則では、会社が公開会社であつて、かつ、他の者の子会社等であるときに、その候補者が「過去5年間に当該他の者の業務執行者であつたことを当該株式会社が知っているときは、当該他の者における地位および担当を記載するものとされている。これに対し、改正法務省令による改正後の会社法施行規則では、「過去10年」に改正されている(会施規74③三、74の3③三、76③三)。候補者が社外取締役候補者や社外監査役候補者である場合における記載事項に関して、同様の改正がされている(会施規74④七〇・ハ、74の3④七〇・ハ、76④六〇・ハ)。